（ふりがな） 氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 登録番号	（ふりがな） 氏　　名（法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名） 電話番号 登録番号
放送法施行規則第159条の規定により、　　年４月１日から　　年３月31日までの登録に係る電気通信設備の状況を、次のとおり報告します。 ［表略］ ［注１～注12　略］	放送法施行規則第159条の規定により、　　年４月１日から　　年３月31日までの登録に係る電気通信設備の状況を、次のとおり報告します。 ［表同左］ ［注１～注12　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行し、報告期限が令和三年四月一日以降である報告から適用する。

○総務省令第七十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年八月十二日

総務大臣　高市　早苗

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別記 **第十九号様式の三**（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条の七関係） その一 宣　誓　書 私は、公職選挙法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項、第八十七条の二（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限）、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。 何年何月何日 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏　　名　印	別記 **第十九号様式の三**（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条の七関係） その一 宣　誓　書 私は、公職選挙法第八十六条の八第一項、第八十七条第一項、第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。 何年何月何日 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏　　名　印